

京 都 大 学 国 際 教 育 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、本学における<u>教育の国際化の推進に関する重要事項</u>を審議するため、京都大学国際教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>学生担当の理事</u></p> <p>(2) <u>教育担当の理事</u></p> <p>(3) 総長が指名する理事</p> <p>(4) <u>国際高等教育院長</u></p> <p>(5) <u>部局長 若干名</u></p> <p>(6) 国際・共通教育推進部長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第5号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、<u>学生担当の理事</u>をもって充て、副委員長は、<u>教育担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 委員会に、<u>企画運営委員会及び国際学生交流委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>企画運営委員会は教育の国際化の企画運営に関し委員長が必要と認める事項を、国際学生交流委員会は学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ及び外国人留学生に係る奨学金に関する事項を審議する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、本学全体にかかる<u>国際教育に関する事項</u>を審議するため、京都大学国際教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>教育担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) <u>教育担当の理事補 若干名</u></p> <p>(4) <u>学生担当の理事補 若干名</u></p> <p>(5) <u>総長が指名する理事補 若干名</u></p> <p>(6) <u>国際高等教育院、大学院教育支援機構及び学生総合支援機構の教授 各1名</u></p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>2 前項第3号から第6号まで及び第8号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第6号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 委員長は、担当理事をもって充て、副委員長は、<u>前条第1項第2号から第5号までの委員のうちから委員長が指名する。</u></p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>第5条 委員会に、<u>必要に応じて小委員会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年9月総長裁定） この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>